売買契約書より抜粋

（C～H）その他約定事項

（C）所有権移転・引渡し・登記手続きの日 （第６条）（第７条）（第８条）（第16条）	年　月　日
（D）（　　）年度公租・公課分担の起算日　（第13条）	年　月　日
（E）手付解除の期限　（第15条）	契約の日から　　月後 年　月　日
（F）違約金の額（売買代金の　　％相当額）　（第17条）	金　　円
（G）反社会的勢力排除に係る違約金の額（売買代金の20％相当額） （第18条）	金　　円
（H）反社会的勢力の事務所等活動の拠点に係る制裁金の額 （売買代金の80％相当額）　（第18条）	金　　円

（Ｉ）―１　融資利用の場合（第19条）

融資申込先	融資承認予定日	融　資　金　額
	年　月　日までに	円
	年　月　日までに	円
	年　月　日までに	円
	年　月　日までに	円
	年　月　日までに	円

融資利用予定総額	円
融資未承認の場合の契約解除期限	年　月　日

（Ｉ）―２（第19条）

買主自主ローンの場合の融資利用に必要な書類の最終提出日	年　月　日

（Ｊ）瑕疵担保責任（第20条）

瑕疵担保責任の有無及び期間	□負担する（物件引渡し後　　間）・□負担しない

建物の構造耐力上主要な部分等の状況について確認した事項

「建物の構造耐力上主要な部分」または「雨水の浸入を防止する部分」の状況について売主、買主の双方が確認した事項※	□有　確認資料：建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）（別添参照） 資料作成者＿＿＿＿＿＿　資料作成日＿＿年＿＿月＿＿日
	□無

※既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査のうち、1年以内に実施したものの有無等を記載。

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1804

重要事項説明書より抜粋

12　建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況・建物の耐震診断に関する事項（既存の建物のとき）

書類の種類等		保存の状況等
①確認の申請書および添付図書並びに確認済証（新築時のもの） 発行年月日：　　年　　月　　日・発行番号　　号		□有・□無
②検査済証（新築時のもの） 発行年月日：　　年　　月　　日・発行番号　　号		□有・□無
増改築等を行った物件である場合	③確認の申請書および添付図書並びに確認済証（増改築時のもの）	□有・□無
	④検査済証（増改築時のもの）	□有・□無
建物状況調査を実施した住宅である場合	＊⑤建物状況調査報告書（１年以内のものに限らない）	□有・□無
既存住宅性能評価（建設）を受けた住宅である場合	＊⑥既存住宅性能評価書（現況検査・評価書）	□有・□無
建築基準法第12条の規定による定期調査報告の対象である住宅の場合	＊⑦定期調査報告書・定期検査報告書（昇降機等）	□有・□無
昭和56年５月31日以前に新築の工事に着手した建物である場合（地震に対する安全性に関する書類）（注）	⑧耐震診断結果報告書 有の場合、その概要は別添の耐震診断結果報告書のとおり。	□有・□無
	結果報告書の記載中、新耐震の適合性を証する記載	□有・□無
	＊⑨既存住宅性能評価書（現況検査・評価書）記載中、 １－１．耐震等級の区分	□１以上(適) □０（不適）
	＊⑩既存住宅売買瑕疵保険の付保証明書	□有・□無
	＊⑪耐震基準適合証明書	□有・□無
	⑫その他（　　）	□有・□無
【照会先】 □売主（※別添「物件状況確認書（告知書）」参照）		
備考		

※交付はされているが、紛失等して保存されていない場合又は調査しても不明だった場合は、無にチェックします。

※作成義務がない、又は交付されていない書類は斜線を引きます。

＊⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪の書類は、「既存の建物」のうち、住宅のみ対象となります。

（注）当該建物の建築確認通知書（確認済証）又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年５月31日以前である場合に説明します。

建築確認通知書（確認済証）又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。
・居住の用に供される建物（区分所有建物を除く）の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
・事業の用に供する建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和58年５月31日以前である場合に説明します。

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1810